

今から
取り組む

クリニックのマイナンバー対応

社会保険労務士事務所ミッショングループ 代表
特定社会保険労務士 佐藤有佳子

マイナンバーの通知が始まったよ。
準備は万全?
急いでね!



マイナンバーとは、「社会保障・税番号制度」のことです。住民票を持つすべての国民に対して12桁の番号が付与されます。この番号は10月から通知され、主に社会保障・税・災害対策の分野で来年1月から利用が始まるため、各クリニックは、それまでにマイナンバーの取扱い準備をしておく必要があります。医師協会では、「クリニックのマイナンバー対応」と題し、今後3回に分けて掲載してまいります。

政府は、今後マイナンバーを様々な分野で利用していくとしており、医療分野での利用は必至と言われています。この制度が、わたしたちの生活をどう変えていくのか、最終回にはその辺のことともお伝えしたいと思っています。

クリニックの状況に合った安全管理措置が必要

マイナンバーがもし流出したら、個人情報が不正に使用され、個人の権利利益が侵害される恐れがあります。そこで、マイナンバー法^{※1}において、特定個人情報^{※2}を保護するために事業主が対応すべきことが厳格に決められています。

- ※1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
 - ※2 個人番号(マイナンバー)をその情報に含む個人情報
- クリニックが対応すべきポイントは4つあります(図1)。この4つのポイントのうち①～③は決まっていることを守ることが重要ですが、④の安全管理措置は、各クリニックの状況に応じて規定しています。

クリニックが注意すべき4つのポイント

① 取得

- 利用目的を特定し明示する。
- マイナンバー取得時の本人確認は厳格に行う。

② 利用・提供

- 利用目的以外の利用・提供はできない。

③ 保管・廃棄

- 必要がある場合に限り、保管し続けることができる。
- 不要になったら、速やかに廃棄・削除しなければならない。

④ 安全管理措置を講ずる

- 委託に関する安全管理措置
(委託者は委託先を監督しなければならない。
委託先は委託者の許諾を得た場合に限り、再委託ができる。)
- ガイドラインに沿った安全管理措置

くことになります。もし、クリニックの管理体制に問題があった場合には、特定個人情報保護委員会が業務改善に関する勧告や命令を行います。この命令に従わないと、情報漏えいが起つていなくても2年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金が科せられます。

安全管理措置の具体的な内容は

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(以下「ガイドライン」と呼ぶ)に例示されています。このガイドラインの中で「取扱基本方針」と及び「取扱規程等」を策定するよう指針がでています。これらの規定等を策定する前段階として、クリニックで実施する安全管理措置の内容を検討しましよう。ガイド

ドラインには、中小規模事業者^{※3}向けの安全管理措置が例示されており、職員数が数名のクリニックではこの内容が参考になります。

いまから始めるマイナンバー対応

STEP 1 いまから始めるマイナンバー対応

目についてです。

① 職員(パートも含む)に、次のことを伝えましょう。

- 10月5日に住民票をおいている住所に簡易書留で個人番号(マイナンバー)が書かれた通知カードが届くので、確実に受け取れるようにすること。
- 通知カードは今後市民生活において非常に重要なものとなるため、大切に保管すること。
- 後日、職員や職員が扶養している家族のマイナンバーを提供してもらうこと。

② マイナンバーを取扱う場面を洗い出しましょう。

●雇用保険届出事務

●健康保険・厚生年金保険届出事務(※当初は医師国保のみ)

●労働災害補償保険法に基づく請求に関する事務(※労災、通勤災害が発生した場合)

●給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務

●不動産使用料等に関する支払調査(不動産賃貸人のマイナンバー):法

③ 取扱う特定個人情報を明確にし、法定の保管期限を確認しておきましょう。

④ 安全管理措置の内容を検討し、決定しましょう。

マイナンバーの利用まで準備期間が限られていますので、今すぐやつておくべきことから順にご説明したいと思っています。今回は次の4項目

マイナンバーの利用まで準備期間が限られていますので、今すぐやつておくべきことから順にご説明したいと思っています。今回は次の4項目

●(医師国保)被保険者資格取得届、家族の追加資格取得届、資格喪失届、家族の資格喪失届、退職の日から2年間保管

●源泉徴収票、扶養控除等申告書、保険料控除申告書:属する年の

●報酬に関する支払調書(税理士や社会保険労務士のマイナンバー):法定申告期限から7年間保管

●次回は、「取扱基本方針」及び「取扱規程」等の策定方法、職員からマイナンバーを取得する際の注意点についてお伝えする予定です。